

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越上尾線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
川越市松江町一丁目一九番一地 先から同市松江町一丁目一九番 一四地先まで		区 間
八・二四〇 二〇・〇〇	八・二四〇 一一・八〇	敷地の幅員 (メートル)
二五・九〇		延長 (メートル)
道路法第一七条第 四項に基づく歩道新 設工事。		備 考